審第８３９号－１
答申第６４９号
令和８年5月１４日

千葉県知事　　熊　谷　　俊　人　　様

千葉県情報公開審査会
委員長　　中　岡　　　靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和４年１１月２５日付け君健福第１７３７号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第１１７１号

令和４年１０月８日付けで審査請求人から提起された、令和４年１０月５日付け君健福第１４１９号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

諮問第１１７１号

答　　申

第１　審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、令和４年１０月５日付け君健福第１４１９号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした情報のうち、立入検査票の検査結果欄の斜線が記載されている部分及び特記事項欄を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第２　審査請求に至る経緯

１　行政文書の開示請求

審査請求人は、令和４年９月２０日付けで、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）第５条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

２　本件請求の内容

本件請求の内容は、「袖ケ浦市の動物保護施設「○○○○」の動物取扱業の届出・申請・審査・現地調査等に関する行政文書すべて」である。

３　実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る対象文書として令和４年３月３１日付け「第二種動物取扱業届出書」（以下「対象文書１」という。）及び「第二種動物取扱業事業所立入検査票（令和４年４月８日作成）」（以下「対象文書２」という。）を特定し、法人代表者の署名を条例第８条第２号に該当し、法人の印影、電話番号、主として取り扱う動物の数、ケージ等の個数、事業所に配置される職員の最低数、平面図、検査結果及び特記事項の各部分を、それぞれ条例第８条第３号イに該当するとして不開示とする本件決定を行った。

４　審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、令和４年１０月８日付けで審査請求を行った。

第３　審査請求人の主張要旨

１　審査請求の趣旨

本件決定を電話番号情報に関する部分を除いて取り消し、開示するとの裁決を求める。

２　審査請求の理由

当該法人の事業の規模やノウハウが同様の事業を行うものに不当に利用されることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする主張は具体的な根拠を欠いている。県の条例解釈運用基準にあるように、「害するおそれ」の判断は法的保護に値する蓋然性を検討したり、当該法人の意見を聞いてみたりすることも必要となる。動物数、ケージ個数、職員最低数、施設平面図等は動物愛護管理法で数値規制により最低水準が明示されていて、すべてをノウハウとして非開示扱いするのは行政の裁量権の濫用である。これら数値規制に関する情報は、行政のみならず一般市民や報道関係者が施設見学等の機会に数値規制違反や動物虐待の事実を確認したり、警察に通報したりする際に欠かせない情報であり、行政のみが独占的に収集し、管理すべき情報とは言えない。

第４　実施機関の弁明要旨

１　弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

２　本件対象文書の内容について

対象文書１は、○○○○（以下「本件法人」という。）から、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第２４条の２の２の規定に基づき提出された第二種動物取扱業の届出書である。当該届出書には、法人の登記事項を証明する文書、業務の実施方法を示す書類、施設内の配置等を示す平面図、飼養施設の付近の位置関係を示す書類及び法第２４条の２の２第７号で定める飼養施設の土地及び建物について、事業の実施に必要な権原を有する事実を示す書類が添付されている。

対象文書２は、本件法人により第二種動物取扱業の届出があった施設に対し、法第２４条の４の規定に基づき君津保健所が行った立入検査の結果を記録した文書である。

３　本件決定の理由について

主として取り扱う動物の数、ケージ等の個数及び事業所に配置される職員の最低数は、法人の規模や運営能力といった事業内容に関する情報であり、開示することによ

って本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第８条第３号イに該当する。

平面図の図面部分は、当該事業に関わる関係設備等の配置や工夫の状況等が記載された、設計者及び事業者のノウハウや工夫等に関する情報であり、これを開示することにより、設計者及び事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあるため、条例第８条第３号イに該当する。

法人の印影は、本件法人が契約書等の重要書類に使用する特別な管理をしているものであり、このような法人の登録印鑑の印影を開示すると、印影の偽造等が可能となり、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第８条第３号イに該当する。

検査結果及び特記事項は、法人の事業活動及び社会的信用に関する情報であり、検査時点での状況であるにも関わらず、あたかもその後も続いているかのように事実と異なる内容が伝えられ、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第８条第３号イに該当する。

４　弁明の内容について

審査請求人は、前記第３のとおり主張する。

しかしながら、審査請求人が求める事項を不開示とした理由は、前記３のとおりである。また、審査請求人のいう数値規制に関する基準は、事業者自らが基準を満たしているかを確認するとともに、日頃から基準を意識し、適切な飼養管理を行うにあたって活用できるように公開されているものであるため、基準が公開されていること自体が不開示情報に対する判断に影響を与えるものではない。

したがって、本件決定は条例第８条第３号に該当する情報を不開示としたに過ぎず、適法かつ正当に行われたもので、審査請求人の理由をもって「不開示決定を取り消し、開示する」主張には理由がない。

第５　審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張、実施機関の弁明及び本件対象文書を基に審議した結果、次のとおり判断する。

１　本件対象文書

本件対象文書は上記第２　３のとおりである。

２　本件決定の妥当性

実施機関は、本件対象文書に記載された情報のうち、前記第２　３に記載した各部分を不開示としている。なお、本件決定で「法人の印影」としている部分は法人の代表取締役の印影である。

これに対して、審査請求人は、本件決定の不開示部分のうち、電話番号を除く部分を取り消すべき旨主張していることから、電話番号を除く当該不開示部分に係る本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

（１）法人代表理事の署名・法人代表取締役の印影

法人代表理事の署名は、その固有の形状が文書の真正を示す認証的機能を有しており、その形状が公開されると、これを偽造、悪用されるなどして、理事個人の権利利益が害されるおそれがある。また、法人代表取締役の印影については、動物取扱業の事業の実施に係る場所使用承諾証明書に捺印されたものであるところ、不特定の相手方に対して広く交付する書面ではなく特定の相手方にのみ交付する書面に用いられたものであり、本件法人が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する性質のものであって、その形状も、認証的機能を有するにふさわしいものである。

よって、当該署名は、これを公にすることにより、個人の権利利益を害し、また、当該印影は、これを公にすることにより、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められるため、それぞれ、条例第８条第２号・第８条第３号イに該当し、不開示とすべきである。

（２）取り扱う動物の数、ケージ等の個数及び事業所に配置される職員の最低数

当該情報は、本件法人の内部管理情報であり、一般に広く公表している情報とは認められないため、これらの情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上地位、その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められ、条例第８条第３号イに該当するため、不開示とすべきである。

審査請求人は、動物愛護管理法で数値規制により最低水準が明示されており、これらすべてをノウハウであるとして非開示扱いするのは行政の裁量権の濫用である旨を主張するが、上記結論を左右しない。

（３）平面図

平面図には本件法人が営む事業に関係する設備等の配置や工夫の状況等が記載

されており、特にバックスペース等の一般に公開されていない区域については、本件法人のノウハウに関する情報であると共に、内部管理情報に該当するため、これらの情報を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、当該平面図は条例第８条第３号イに該当し、不開示とすべきである。

（４）検査結果

立入検査票の検査結果欄には、立入検査において保健所の職員が行った項目ごとの適否を表す情報が記載されており、当該欄を公にすることにより、本件法人の社会的信用を低下させ、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、同情報は、条例第８条第３号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ただし、検査結果欄の中には、検査結果ではなく、単に斜線が記載されている部分があり、当該部分については、いずれの不開示情報にも該当しないため、開示すべきである。

（５）特記事項

立入検査票の特記事項について、実施機関は、条例第８条第３号イに該当するものとして、不開示としている。立入検査票の特記事項欄は、本来、申請法人が有するノウハウや立入検査時の聴取事項等を記載するものであり、これらを公にすることにより、申請法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものである。

しかしながら、当審査会が本件対象文書を見分したところ、当該特記事項欄には記載がないため、当該欄を公にすることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは解されず、また、検査に係る事務等に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又はその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとも解されない。よって、当該情報については、条例第８条第３号及び第６号のいずれにも該当しないものとして開示することが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

４　結論

実施機関は、本件決定で不開示とした情報のうち、立入検査票の検査結果欄の斜線が記載されている部分及び特記事項欄を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

第６　審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年　月　日	処　理　内　容
令和　４年１１月２８日	諮問書の受付
令和　８年　１月２９日	審議
令和　８年　２月２５日	審議
令和　８年　３月２７日	審議

（参考）

千葉県情報公開審査会第１部会

氏　名	職　業　等	備　考
大久保　佳　織	弁護士	部会長職務代理
久　保　隼　哉	弁護士	
中　岡　靖	千葉県共同募金会監事	部会長

（五十音順）